

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の目的（経済産業省中小企業庁）

市区町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所等）と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等を実施する「創業支援等事業計画」を国が認定し、地域における創業を促進、地域経済の活性化、雇用の確保を図る。

登別市（平成28年12月26日認定）

【特定創業支援等事業】（「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などについての知識を習熟する事業）

ワンストップ相談窓口、創業スクール

【創業支援等事業】

創業セミナー、創業関連補助金、チャレンジショップ、創業連携ネットワーク形成

【認定連携創業支援等事業者】

登別商工会議所、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、伊達信用金庫

特徴

登別商工会議所を中心に、創業スクールによる知識の習熟を行うだけでなく、創業支援等事業者、創業支援対象者等を巻き込んだ創業連携ネットワークを形成し、情報共有、アドバイスをしながら、創業のサポートおよび創業後の事業安定化につなげる。

【登別市・登別商工会議所】

事業所開設費補助金

事業所の開設に係る費用の一部を補助する。

- ・補助率 1/2~2/3
- ・上限 30万円

※登別温泉町は上限 50万円
登別駅周辺は上限 80万円
特定創業支援等事業を受けることで上限 20万円増額

空き店舗活用事業補助金

空き店舗を賃貸する際の家賃の一部を補助する。

- ・補助率 1/2
- ・上限 60万円
- ※月額5万円を最大12カ月

【登別商工会議所】

創業支援事業助成金

個人が創業した際に補助する。

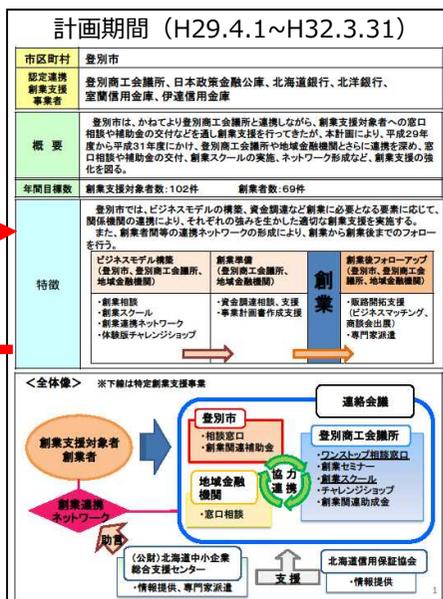
- ・個人 5万円
- ・法人 10万円

創業支援等事業計画（概要）

経済産業省

② 計画の認定

① 計画の認定申請



③ 創業支援等事業
(特定創業支援等)

④ 特定創業支援等事業受講

⑤ 登別市が証明書を発行

創業支援等対象者

創業希望者
創業後5年未満の者

⑥ 補助金申請

⑦ 補助金交付

⑥ 申請 ⑦ 認定

その他メリット

- ① 株式会社設立時の登録免許税軽減 (0.7%→0.35%)
- ② 日本政策金融公庫による融資に係る自己資金要件の緩和
- ③ 信用保証協会による保証枠拡充 (上限 1,500万円)、要件緩和など